令和7年度個人情報保護委員会調達改善計画の上半期自己評価(概要) (対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)

令和7年11月14日個人情報保護委員会

第1 一者応札の改善

令和7年度上半期は、以下の取組を実施

令和6年度に一者応札だった 16 事業のうち、令和7年度上半期も調達を行うこととなった4事業について、前年度のセルフチェックリストを踏まえ、適切な調達手法等を検討

→前年度以上の公告期間の確保や事業者への声掛けにより、1事業が複数者応札に改善

第2 事後の検証の実施・強化

令和7年度上半期は、以下の取組を強化

- 一者応札に対する事後の検証
- →<u>一者応札であった8事業を対象として、開札後において、セルフチェックリストに</u> よる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施

意見聴取により判明した課題

○仕様書で求められている資格を 満たす要員を含めた作業体制の 確保が困難



今後の対応方針

- 〇公告期間を十分に確保するととも に、業者の準備期間も十分に確保し たスケジュールにする。
- ○作業体制の資格要件等が過重なもの となっていないか精査する。

	競争入札		
		一者応札	競争入札に占める一者応札の割合
令和6年度	43 事業	16 事業	37. 2%
令和7年度(上半期)	22 事業	8事業	36.4%

第3 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約について、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施

第4 調達における公告期間の確保の徹底

総合評価落札方式の調達の場合には、公告期間を30日以上確保

第5 その他の取組

- ①前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における内閣府本府等との共同調達を実施
- ②契約状況について、外部有識者からの意見を聴取
- ③オープンカウンター方式の実施

重点的な取組、共通的な取組

	全点的な収益、矢通的な収益。													
- L.			T 5 // 6 T 10 C	***	T. 47	取組の目標	実施 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において	おいて				
重点的 な取組		具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易度 ※1	取組の 開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	(予定) 時期	実施した取組内容	進捗度 ※2	定量的	定性的	明らかとなった課題等	今後の計画に反映する 際のポイント
0	一者応札の改善	・入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取 ・聴取した意見を基に原因を分析し、次回以降の調達に活用 ・ル・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施・事業者への積極的な声掛けを実施する。 ・未執行案件を把握して、早期執行に努める。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入村公告の開始を早める。	表2において、一者応札が複数あり、原因分析による改善の効果が 大きいと考えられたため。	Α	H29	・全ての一者応札について原 因分析を行い、各調達ごと に、その内容等の見直し、事 後の検証を行うとともに、その 結果を踏まえた改善や調達手 法の見直しを図る。 ・業務の必要性を検証し、仕 様書の内容を見直す。	R8年 3月まで	R8年3月まで	・入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取 ・聴取した意見を基に原因を分析し、次回以降の調達に活用 ・対応可能と考えられる事業者複数社に対し積極的に声かけを実施	А	・本年度上半期に一者応札であった、8 事業を対象に意見聴取を実施し、要因 分析と今後の対応策について検討を 行った。 ・昨年から1事業が改善	-	・調達スケジュールを前倒す等して、事業者の作業期間を確保 ・仕様書の要件緩和及び参加資格 の等級の拡大等の応札可能事業 者の拡大策の検討 以上の他、更なる改善の検討が必要	本取組を引き続き実施する。
0	一者応札の改善 (経常的な一者応札)	・過去3年間を通じて一者応札となった案件については、経常的な一者応 札案件とみなし、ヒアリング等を通じ て、個別具体的に着目・分析することにより改善を図る。また、個別案件ご とに要因分析を記載した一者応札案件の一覧の作成等を行い、把握に努 める。 ・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの 対応を検討し、参加可能な事業者の 範囲を拡大する。 ・事業者への積極的な声掛けを実施 する。未成をでは期を避けるため、入村 公告の開始を早める。	・経常的な一者応札案件について、個別具体的に要因分析等をい行うことにより、改善の効果が大きく見込まれるため。	Α	R2	・経常的な一者応札案件について個別的に案件を抽出し、分析等を行い調達手法等の見直しを図る。 ・業務の必要性を検証し、仕様書の内容を見直す。	R8年 3月まで	R8年3月まで	・過去3年間を通じて一者応札となった 案件については、経常的な一者応札案 件とみなし、ヒアリング等を通じて、個別 具体的に着目・分析することにより改善 を図った。また、個別案件ごとにより改善 を図った。また、個別案件ごとの一覧の作 成等を行い、把握に努めた。	A	・一者応札案件の一覧を作成し、そのうち過去3年間を通じて、一者応札となった2事業について個別具体的な分析を実施	-	・調達スケジュールを前倒す等して、事業者の作業期間を確保・仕様書の要件緩和及び参加資格の等級の拡大等の応札可能事業者の拡大策の検討 以上の他、更なる改善の検討が必要	本取組を引き続き実施する。
0	一者応札の改善 (情報システムに関する調達の改善)	・仕様書の内容や契約方法の見直しに加え、事業内容の見直しを行うことにより、競争性のある事業への改善を図る。・一者応札になった案件については、事業者よりヒアリングを行うことで原因を分析する。・業者への積極的な声掛けを実施する。・年度末の繁忙期を避けるため、入村公告の開始を早める。	令和5年度において、情報システムに関する契約案件を件のうち4件(8割)が一者応礼であり、改善の効果が大きく見込まれるため。	Α	H31	・仕様書の作業要員が過大になっていないか等、要件緩和を図る。 ・より詳細な情報提供に努める。	R8年 3月まで	R8年3月まで	・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの対応を検討し、参加事業者の範囲を拡大した。 ・一者応札になった案件については、事業者よりヒアリングを行うことで原因分析を行った。	A	・本年度一者応札であった、3事業を対象に意見聴取を実施し、要因分析と今後の対応策について検討を行った。	-	・調達スケジュールを前倒す等して、事業者の作業期間を確保 ・仕様書の要件緩和及び参加資格の等級の拡大等の応札可能事業者の拡大策の検討 以上の他、更なる改善の検討が必要	本取組を引き続き実施する。
0	随意契約の事前審査の実施	・競争性のない随意契約については、 原則として個人情報保護委員会に設 置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の 審査を実施する。	は、その妥当性を精査し、適否等	А	H29	競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	R8年 3月まで	R8年3月まで	・競争性のない随意契約については、 原則として個人情報保護委員会に設置 している随意契約審査委員会におい て、契約の適否等について事前の審査 を実施した。	А	5事業について随契審査委員会を実施 した。	-	-	本取組を引き続き実施する。
0	調達における公告期間の確保の徹底	・公表・公告期間を30日以上確保 (総合評価落札方式)	事業者への時間的配慮を行うこと により、入札者数の増加を図り、 競争性を向上させるため。	А	H31	調達実施の検討段階において、30日以上の公告期間の確 保の有無を事前に確認する。	R8年 3月まで	R8年3月まで	・公表・公告期間を30日以上確保した。 (総合評価落札方式)	A	-	・総合評価落札方式に係る調達実施の 検討段階において、30日以上の公告期間の確保の有無を事前に確認	特に課題等はなし。	本取組を引き続き実施する。
	〇 調達改善に向けた審査・管理の充実	・一者応札案件については、各担当 ・一者応札案件については、各担当 ・一個官等がセルフチェックリストに基 づいてその要因分析、次回調達時の 改善策の検討を行う。 ・要因分析、改善策、改善策を実行した結果を一覧化して、データベース化 (共有化)することにより、更なる改善 に努める。 ・外部有識者による重点的な審査を 行い、指摘事項について改善案を作成・実行する。 ・創業10年未満の中小企業からの調 達を拡充する。		Α	Н30	・一者応札案件について、要 因分析、改善策の検討、改善 策を実行した結果を一覧化 し、以降の調達時の検討に活 用する。 ・少額随契において創業10年 未満の中小企業から見積依 頼を実施するとともに、該当企 業に対して入札への声掛けを 行う。	R8年 3月まで	R8年3月まで	・一者応札であった案件については、開 札後にセルフチェックリストに基づいて 入札手続の妥当性等を確認 ・個人情報保護委員会入札等監視委員 会(行政事業レビュー)による審査を実施 ・少額随契においては創業10年未満の 中小企業から見積依頼を実施		・一者応札であった8事業を対象として 開札後において、セルフチェックリストに よる入札手続の妥当性等のチェックプロ セスを実施 ・少額随契においては創業10年未満の 中小企業から見積依頼を1件実施	・令和7年度上半期の契約状況に対し、 有識者より意見聴取を実施	創業10年未満の中小企業の新規 開拓を継続して行う。	本取組を引き続き実施する。
	〇 調達事務のデジタル化の推進 ・	・電子調達システムによる電子入札 の更なる促進を図るため、紙での入 札を希望する事業者に対して、電子 入札への移行を勧奨する。 ・電子入札により落札した事業者に対しては、原則として電子契約で対応可能が確認する。 ・電子調達システムを導入していない理由を確認する。 ・見積書や請書等の徴取に当たっては、押印を省略して電子メールで提出するよう事業者に対して呼びかけを行う。		A ※1 難易	R4	・前年度の電子入札率・電子 契約率を上回ることを目標と する。 ・押印を省略した見積書や請 書等の推進を図る。	R8年 3月まで	R8年3月まで ※2 進捗度	・紙で入札した事業者に電子入札できない理由のヒアリングを実施した。 ・見積書や詩書の押印が省略可能である旨を事業者に向けて積極的に周知を行った。 ・電子入札により落札した事業者に対しては、電子契約を推奨した。		・昨年度は、電子入札率が85.7%であったが、今年度上半期では81.8%に減少した。 ・昨年度は、電子契約率が36.8%であったが、今年度上半期では77.3%に増加した。	・押印を省略することで、見積書や請書 等を電子メールで受領	・電子調達システムを導入しているが利用していない事業者が見受けられるため、当該事業者に対し、電子調達システムの利用促進のため声掛けを行う。・電子入札により落札した事業者に対しては、引き続き電子契約を推奨する。	

- ※1 難易度
- A+:効果的な取組 A :発展的な取組 B :標準的な取組

- ・A: (定量的な目標)目標進捗率90%以上 (定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組 ・B: (定量的な目標)目標進捗率50%以上 (定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組 ・C: (定量的な目標)目標進捗率50%未満 (定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

様式2

その他の取組

ての他の取組							
調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)					
具体的な取組内容		取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)					
	区分	定量的	定性的				
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に2回、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続	-	入札等監視委員会(行政事業レビュー)の外部有識者から意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。				
汎用的な物品・役務における共同調達等 ・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続	-	前年度に引き続き、汎用的な物品・役務にお ける内閣府本府等との共同調達を実施				
オープンカウンター方式の実施・少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式により調達の競争性、公平性の確保を図る。	継続	-	他省庁より情報収集を行い、少額の随意契 約を行う案件について、オープンカウンター 方式を実施				

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【赤羽 貴・弁護士】 意見聴取日【令和7年10月31日】

	意見等	辛目生への対応		
意見聴取事項		意見等への対応		
期自己評価の結果について	○一者応札については、意見聴取により明らかとなった課題について、「①公告期間の十分の確保」と「②作業体制の資格要件が	度官庁への働きかけを含め、作業体制の資格要件が過重		
		なものとなっていないか精査し、一者応札の改善に向けて 引き続き取り組んでいく。		

外部有識者の氏名・役職【水上 嘉久・読売新聞東京本社論説委員】 意見聴取日【令和7年10月31日】

<u>,不即有概有仍以有"反戦",不一 </u>	NT: 明武安县》 总元驱攻口【7和/平10月31日】	
意見聴取事項	意見等	意見等への対応
〇令和7年度個人情報保護委員会調達改善計画上半	〇一者応札の要因分析では、「作業体制の確保が困難」とする	○御指摘を踏まえ、公告期間を十分に確保するとともに、作
期自己評価の結果について	事例が目立つ。人手不足はIT分野をはじめ各業界で強まってお	
	り、発注側としてはスケジュール立案を抜本的に改める時期に来	一者応札の改善に向けて引き続き取り組んでいく。
	ているのではないか。年度末の繁忙期を避けるなど努力は伺え	
	るが、日頃から事業者側の実情を把握し、改善に生かしてもらい	
	たい。	

外部有識者の氏名・役職【中村 豪・東京経済大学経済学部教授】 意見聴取日【令和7年11月6日】

意見聴取事項 意見等 意見等への対応 ○令和7年度個人情報保護委員会調達改善計画上半 ○現時点までの取り組みにおいて、一者応札だった1事業が複 期自己評価の結果について 数者応札になるなど、ある程度の成果は認められる。 また、一者応札を巡る課題についても検証されていることから、 引き続き適切な対応を図り、その効果を見定めていくことが重要 と考えられる。			
期自己評価の結果について 数者応札になるなど、ある程度の成果は認められる。 業体制の資格要件が過重なものとなっていないか精査し、 また、一者応札を巡る課題についても検証されていることから、 一者応札の改善に向けて引き続き取り組んでいく。 引き続き適切な対応を図り、その効果を見定めていくことが重要	意見聴取事項	意見等	意見等への対応
	〇令和7年度個人情報保護委員会調達改善計画上半期自己評価の結果について	○現時点までの取り組みにおいて、一者応札だった1事業が複数者応札になるなど、ある程度の成果は認められる。また、一者応札を巡る課題についても検証されていることから、引き続き適切な対応を図り、その効果を見定めていくことが重要	○御指摘を踏まえ、公告期間を十分に確保するとともに、作 業体制の資格要件が過重なものとなっていないか精査し、

一者応札の要因分析一覧							
件名	要因(※入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からの聞き取り結果)	対応策					
令和7年度 個人情報保護委員会コンタクトセンターシステム運用・保守業務	当該システムに合致したスキルを保有した要員を含めた作業体制の確保が 困難であった。	公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。作業体制の資格要件等が過重なものとなっていないか 精査する。					
令和7年度 保護評価システムに係る運用・保守業務	当該システムに合致したスキルを保有した要員を含めた作業体制の確保が 困難であった。	公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。作業体制の資格要件等が過重なものとなっていないか 精査する。					
令和7年度ソーシャルメディア等に係る情報提供業務	開発事業者以上の提案や価格を提示することが困難であった。	事業の見直しを行い、令和8年度以降は実施しないこととしたため、次回 の調達実施はない。					
個人情報保護委員会庁舎移転プロジェクトマネジメント・基本設計 及び実施設計等業務	作業体制の確保が困難であった。	移転は令和7年度中に完了するため、次回の調達実施はない。					
令和7年度報告受付管理システムの機能改修に係る設計・開発等業 務	当該システムに合致したスキルを保有した要員を含めた作業体制の確保が 困難であった。	公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。作業体制の資格要件等が過重なものとなっていないか 精査する。					
令和7年度地方公共団体向け個人情報の紛失・漏えい事案に対する 対処訓練業務	示された訓練スケジュールでは、準備期間が短く、訓練を実施する体制の 確保が困難であった。	業者の準備期間を十分に確保した入札スケジュールにする。					
グローバル越境プライバシールール(GCBPR)システムの普及促進 に関する調査業務	作業体制の確保が困難であった。	業者の準備期間を十分に確保した入札スケジュールにする。					
個人情報保護委員会庁舎移転に伴う電話設備等の購入及び移設等業 務	作業体制の確保が困難であった。	移転は令和7年度中に完了するため、次回の調達実施はない。					